

三重県建築士事務所の監督処分基準

1 趣旨

本基準は、建築士法（昭和 25 年法律第 202 号。以下「法」という）第 26 条第 1 項又は第 2 項の規定に基づく監督処分（以下「処分」という）を行う場合の基準を定めることにより、建築士事務所が行う業務に係る不正行為等に厳正に対処し、建築士事務所の業務の適正を確保することを目的とする。

2 用語

本基準における次に掲げる用語の定義は、それぞれ次に定めるとおりとする。

- (1) 「登録取消」とは、法第 26 条第 1 項又は第 2 項の規定に基づき行う登録の取消しをいう。
- (2) 「閉鎖」とは、法第 26 条第 2 項の規定に基づき行う閉鎖の命令をいう。
- (3) 「戒告」とは、法第 26 条第 2 項の規定に基づき行う戒告をいう。
- (4) 「文書注意」とは、法第 26 条第 2 項の規定に基づく処分を行うに至らない不正行為等について、文書により必要な指導、助言又は勧告を行うことをいう。

3 処分等の基本方針

建築士事務所の業務の適正を確保するため、建築士事務所の開設者が、法第 26 条第 1 項又は第 2 項に規定する処分事由に該当するときは、迅速かつ厳正に処分又は文書注意（以下「処分等」という）を行うものとする。

4 処分等の基準

(1) 一般的基準

建築士事務所の処分等は、表 1「ランク表」に掲げる処分事由に対応するランクを基本に、下記(2)及び(3)を勘案して処分などのランクを決定した上で、表 3「処分区分表」によって処分等を決定するものとする。

(2) 複数の処分事由に該当する場合の取扱い

イ 一の行為が二以上の処分事由（表 1 に掲げる処分事由をいう。以下同じ）に該当する場合は、最も重い処分事由のランクに基づき処分等のランクを決定するものとする。

ロ 処分等を行うべき二以上の行為について併せて処分等を行う場合は、最も重い処分事由のランクに加重して処分等のランクを決定するものとする。

ただし、同一の処分事由に該当する複数の行為については、時間的、場所的接着性や行為態様の類似性等を勘案し、単一の行為と見なしてランクを決定することができる。

(3) 個別事情によるランクの加重又は軽減

処分事由に該当する行為について、表 2 に掲げる事情があると認められるときは、同表の区分に従い、ランクを加重又は軽減することができるものとする。

(4) 過去に処分等を受けている場合の取扱い

過去に処分等（文書注意にあっては、2年を経過しないものに限る）の履歴のある者に対する内容は、上記(1)から(3)により今回相当とされる処分等に、表4の基準に従って処分等を加重したうえで、決定するものとする。ただし、過去と今回の懲戒事由がいずれも表1「18.事務所開設者の不正行為（設計等業務に関する報告書未提出）」である場合は、この限りではない。

5 その他

(1) 処分等の保留

司法上の捜査がなされ、又は送検、起訴等がなされた場合、処分事由に該当する行為について民事訴訟が係争中であり、処分等の内容の決定に当たって当該訴訟の結果等を参酌する必要がある場合その他処分等の内容を決定できない事情がある場合には、必要な間、処分等を保留することができる。

(2) 処分事由に該当する行為があった時から長時間経過している場合の取扱い

処分事由に該当する行為が終了して5年以上経過し、その間、何ら処分事由に該当する行為を行わず、建築士事務所として適正に業務を行うなど、法令遵守の状況等が窺えるような場合は、処分等をしないことができる。ただし、行為の性質上、発覚するのに相当の期間の経過を要するような特別な事情のある場合において、当該行為の発覚から5年以内であるときは、この限りでない。

なお、上記(1)により処分等の保留をしたときは、当該保留に係る期間については考慮しないものとする。

6 施行期日等

(1) この基準は、令和3年4月1日から施行する。

(2) この基準の施行日前にした行為について処分等を行う場合は、なお従前の例による。

表1

ラ ン ク 表

処分根拠		処分事由	関係条文 (建築士法)	ランク
建築士法違反 (第26条第2項)	第1号	1. 契約締結時の書面の交付義務違反	22の3の3	4
		2. 名義貸し	24の2	6
		3. 再委託の制限違反	24の3	4
		4. 事務所の帳簿不作成、不保存	24の4	4
		5. 事務所標識非掲示	24の5	4
		6. 業務実績等の書類の備置き、閲覧業務違反、虚偽記入	24の6	4
		7. 重要事項説明義務違反	24の7	4
		8. 業務委託等の書面の交付義務違反	24の8	4
	第2号	9. 事務所開設者欠格事由該当	23の4	1~16 (2)
	第3号	10. 事務所変更懈怠、虚偽報告	23の5	4
	第4号	11. 管理建築士懲戒処分	10	1~16 (1)
	第5号	12. 所属建築士懲戒処分	10	1~16 (1)
	第6号	13. 管理建築士の業務範囲逸脱	3、3の2	6
	第7号	14. 所属建築士の業務範囲逸脱	3、3の2	6
	第8号	15. 無資格者の業務範囲逸脱	3、3の2、 3の3	6
	第9号	16. 事務所閉鎖処分違反	26	16
		17. 事務所報告、検査義務違反	26の2	4
	第10号	18. 事務所開設者の不正行為		
(設計等の業務に関する報告書未提出)		23の6		
設計等の業務に関する報告書未提出			1	
による処分等を受けても、なお提出しない場合			2	
による処分等を受けても、なお提出しないなど悪質性が高い場合			4	
(上記以外)		1~16 (2)		

(注) (1)は、その建築士が建築士法第10条第1項の規定により処分されるに至った懲戒事由にし

て適用される「三重県二級建築士及び木造建築士の懲戒処分の基準」の「表1 ランク表」に掲げるランクに準じたランクを適用する。

(2)は、事由の内容(「設計等の業務に関する報告書未提出」を除く)に応じて建築士の場合に適用される「三重県二級建築士及び木造建築士の懲戒処分の基準」の「表1 ランク表」に掲げるランクを建築士事務所の開設者に対して準用する。

表2

個別事情による加減表

項 目	内 容	加重または軽減
行為者の意識	重大な悪意あるいは害意に基づく行為	+3 ランク
	行為を行うにつきやむを得ない事情がある場合	1~ 3 ランク
行為の態様	違反行為等の内容が軽微であり、情状をくむべき場合	1~ 3 ランク
	暴力的行為又は詐欺的行為	+3 ランク
	法違反等の状態が長期にわたる場合	+3 ランク
	常習的に行っている場合	+3 ランク
是正等の対応	速やかに法違反等の状態の解消を自主的に行った場合	1 ランク
	処分の対象となった事由につき自主的に申し出てきた場合	1 ランク
社会的影響	刑事訴追されるなど社会的影響が大きい場合	+3 ランク
その他	上記以外の特に考慮すべき事情がある場合	適宜加減

表3

建築士事務所処分区分表

ランク	処 分 等
1	文書注意
2	戒告
3	事務所の閉鎖 1 月未満
4	事務所の閉鎖 1 月
5	事務所の閉鎖 2 月
6	事務所の閉鎖 3 月
7	事務所の閉鎖 4 月
8	事務所の閉鎖 5 月
9	事務所の閉鎖 6 月
10	事務所の閉鎖 7 月
11	事務所の閉鎖 8 月
12	事務所の閉鎖 9 月
13	事務所の閉鎖 10 月
14	事務所の閉鎖 11 月
15	事務所の閉鎖 12 月
16	登録の取消し

事務所の閉鎖期間について、1 月を越える場合は原則として暦に従って計算するものとする。

表4

過去に処分等を受けている場合の基準表

過去の処分等 今回相当処分等	文書注意 (ランク1)	戒告 (ランク2)	閉鎖 (ランク3~15)	登録取消 (ランク16以上)
文書注意 (ランク1)				
戒告 (ランク2)	+1ランク (+2ランク)	+3ランク (+4ランク)		
閉鎖 (ランク3~15)				
登録取消 (ランク16以上)	登録取消			

(注1) 過去の処分等の処分事由が今回の処分事由と同じ場合は、上表中の()内のランクを今回相当とされる処分等のランクに加重する。

ただし、過去の処分事由が表1のランク6以上に該当し、今回も同表のランク6以上に該当する場合は、登録取消を行うものとする。

(注2) 過去の処分等が今回の処分事由となる行為から5年より前である場合は、上表中のランクを1ランク軽減し加重するものとする。

ただし、過去の処分事由が表1のランク6以上に該当する場合は軽減しない。